

辰野町耐震改修促進計画（第Ⅱ期）

令和4年4月

辰 野 町

目 次

はじめに	1
1 計画の目的	1
2 本計画の位置づけと他の町計画との関係	1
3 計画期間等	3
4 耐震化の必要性	4
5 本計画の対象とする建築物	6
第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	7
1 想定される地震の規模、想定される被害の状況	7
2 耐震化の現状	15
3 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標の設定	21
4 公共建築物の耐震化の目標	23
第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	24
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針	24
2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策	26
3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	28
4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	28
第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	30
1 地震ハザードマップの作成及び公表	30
2 相談体制の整備及び情報提供の充実	30
3 町内会等との連携策及び取組み支援策について	30
4 耐震改修促進税制等の周知	30
5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	30
第4 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携	31
1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携	31
2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する所管行政庁との連携	31
第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	31
1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要	31
2 その他	31
別表 1 多数の者が利用する一定規模以上の建築物	32
別表 2 要緊急安全確認大規模建築物	33

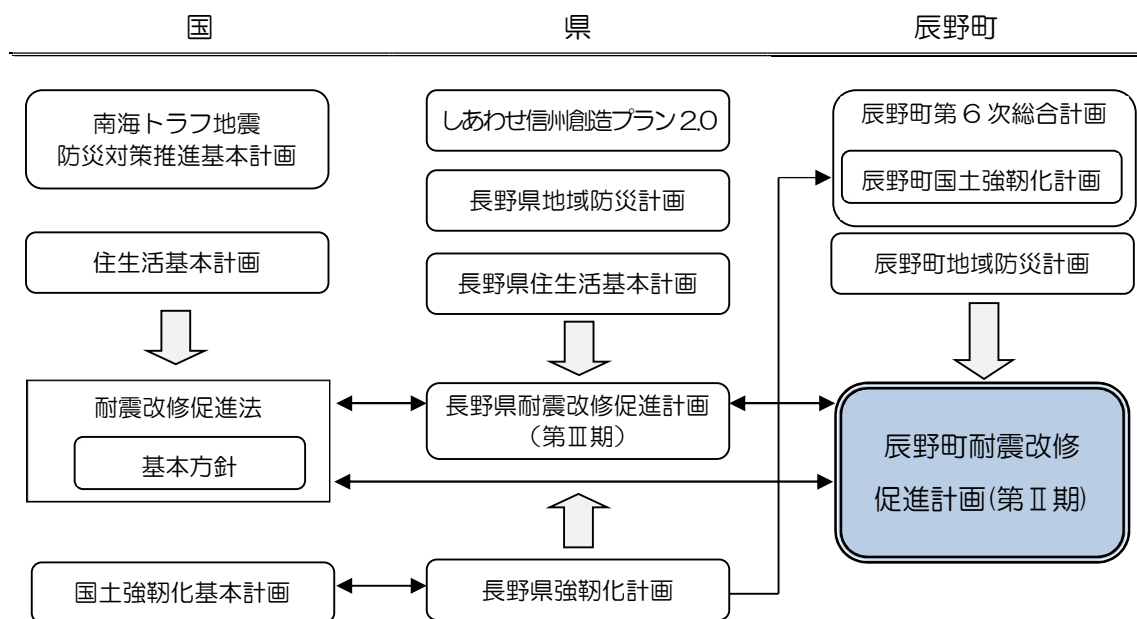
はじめに

1 計画の目的

辰野町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、町内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

2 本計画の位置づけと他の町計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により策定するものです。本町における他の関連計画（辰野町第6次総合計画、辰野町地域防災計画等）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。（図-1）



(図-1) 本計画の位置づけ

(1) 辰野町第6次総合計画前期基本計画（令和3年3月策定）

「辰野町第6次総合計画前期基本計画（計画期間は令和3～7年度）」では、基本目標6「安心して快適に暮らし続けられるまち」（都市基盤・防災防犯）の「防災・減災の推進」に、住宅の耐震化支援等の事業を掲げています。

No.	事業分類	主な事業名	担当課
1	防災・減災の 推進	自然災害対策の実施	建設水道課
2		災害時情報伝達方法の多重化	総務課
3		地域の防災力向上支援	総務課
4		特定空家などの危険建物の撤去	総務課
5		住宅の耐震化支援	建設水道課
6		危機管理体制の充実	総務課

（出典：辰野町第6次総合計画）

(2) 辰野町国土強靱化計画（令和3年3月策定）

「辰野町国土強靱化計画（計画期間は令和3～7年度）」では、「起きてはならない最悪の事態」と想定される事態のうち「建築物倒壊や火災等による死傷者の発生」の施策として「都市基盤の整備・維持」を掲げています。

(3) 辰野町地域防災計画（平成25年12月改定）

辰野町地域防災計画の震災対策編では、「第2章 災害予防計画」中の「第1節 地震に強いまちづくり」において耐震性の確保等により地震に強いまちづくりを行うと掲げています。具体的には「建築物等の安全化」として以下のとおり定めています。

- (ア) 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮するものとし、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。
- (イ) 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。
- (ウ) 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するものとする。
- (エ) 建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化等を図るものとする。
- (オ) 建造物における天井の脱落防止等の落下対策、ブロック塀の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。
- (カ) 地震防災対策強化地域及び地震防災対策推進地域において、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

参考：SDG s（持続可能な開発目標）の達成への貢献

SDG s は、平成 27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」に盛り込まれた 17 のゴールと 169 のターゲットであり、各国がともに取り組みべき国際社会全体の普遍的な目標となっています。

本計画の取組みにおいても関連の深いSDG s の視点を踏まえ、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指して推進します。



3 計画期間等

本計画の計画期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間を計画期間とし、当初計画での取組を継承し、目標値の設定や更なる耐震化へ向けた取組を進めていきます。

4 耐震化の必要性

(1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況

平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっており、東海地震、東南海・南海地震、首都圏直下地震などについては、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

長野県内においても、平成 23 年 3 月に長野県北部の地震が、同年 6 月には長野県中部の地震が発生し、さらに、平成 26 年 11 月には県の北部を震源とした長野県神城断層地震が発生するなど、大地震が発生しています。



(H23.3)
長野県北部の地震



(H23.6)
長野県中部の地震



(H26.11)
長野県神城断層地震

(2) 阪神・淡路大地震における死因の約 9 割は建物の倒壊によるもの

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅や建築物の倒壊によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

建築物の耐震改修については、中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月）において、10 年後に死者数を概ね 8 割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられています。

(4)耐震改修促進法の改正について

ア 平成 18 年 1 月 26 日施行

地震防災促進会議の提言を踏まえ、国において法の改定が行われました。この改定により、

- (ア) 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成
- (イ) 建築物に関する指導等の強化として、
 - a 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施
 - b 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加
 - c 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
 - d 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令などが追加されました。

イ 平成 25 年 11 月 25 日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 27 年までに 9 割にする目標（「地震防災戦略」（中央防災会議決定（H17）））の達成には、耐震化を一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。

この改正により、

- (ア) 病院、店舗・旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等の平成 27 年末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表
 - (イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表
- などの建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

ウ 平成 31 年 1 月 1 日施行

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、令第 4 条の通行障害建築物に、建物に附属する組積造の塀が追加される改正が行われました。

5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

(1) 住宅

(2) 特定既存耐震不適格建築物

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表1参照、以下「多数の者が利用する建築物」という。）

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に敷地が接する建築物（以下「緊急輸送道路等沿道建築物」という。）

(3) 要安全確認計画記載建築物

(4) 要緊急安全確認大規模建築物

特定既存耐震不適格建築物のうち、以下に掲げる建築物で大規模なもの（別表2参照）

ア 不特定かつ多数の者が利用する建築物

イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物

ウ 一定数量以上の危険物を扱う建築物

(5) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画では辰野町有財産を対象としています。

また、本計画においては、上記(1)、(2)ア及び(5)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウ、(3)並びに(4)に関しては、今後の調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成 27 年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生の想定される地震が報告されています（表 1-1、図 1-1）。

また、地震調査研究推進本部^{※1}によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川－静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率は、もっとも高い区間で30%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています。（表 1-2）

（表 1-1）想定地震等の概要

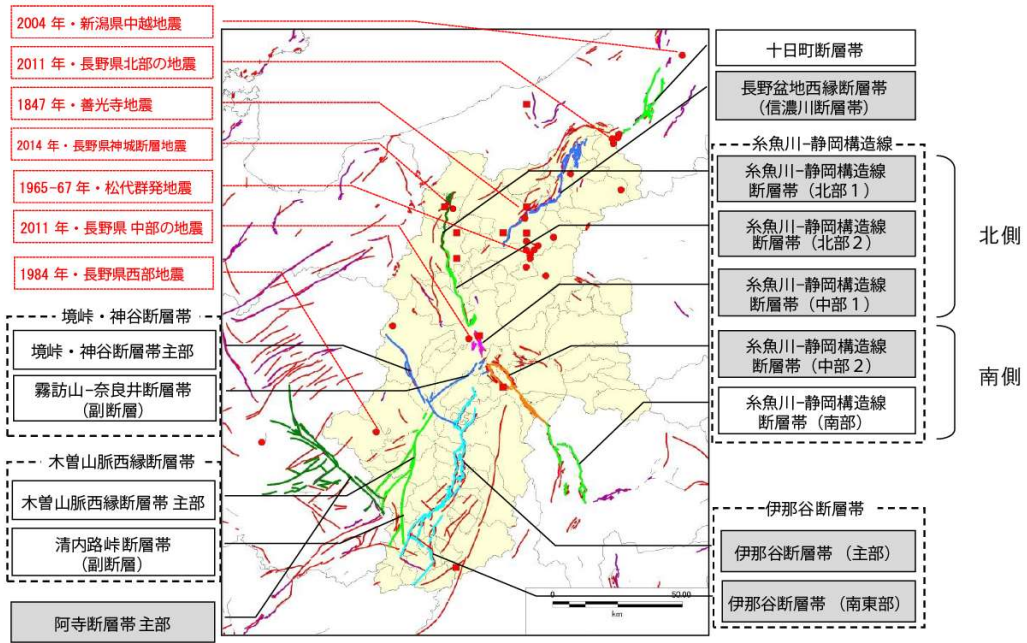
種類	地震名		参考モデル	長さL (km)	マグニチュード		備考
					M _j	M _w	
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース
	糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	全体	文部科学省研究開発局ほか(2010)	150	8.5	7.64	構造探査ベースモデル
		北側		84	8.0	7.14	
		南側		66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース
	阿寺断層帯（主部南部）の地震		地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース
	木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震		地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース
境峠・神谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース	
海溝型地震	想定東海地震		中央防災会議(2001)	－	8.0	8.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		内閣府(2012)	－	9.0	9.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		内閣府(2012)	－	9.0	9.0	1ケース

（注）気象庁マグニチュード（M_j）とモーメントマグニチュード（M_w）について

断層による内陸の地震は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード（M_j）を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（M_w）を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード（M_w）を求めている。M₄～M₈の海溝型地震ではM_w=M_jであることから、これを外挿してM_jを求めている。

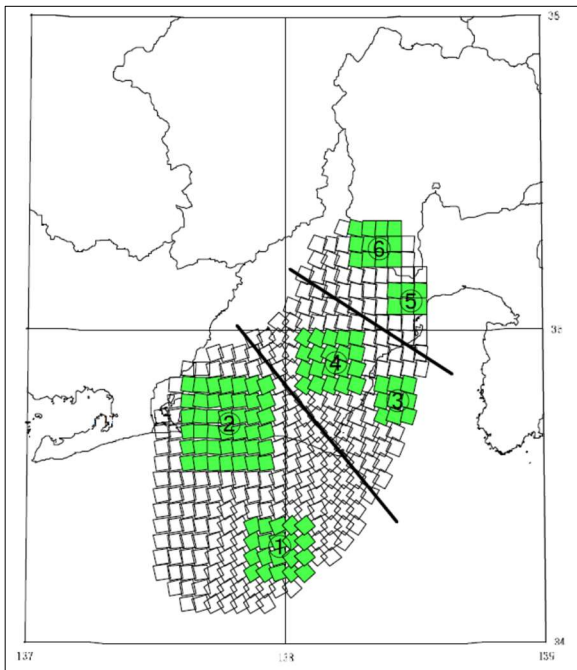
※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。

本部長（文部科学大臣）と本部員（関係府省の事務次官等）から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。

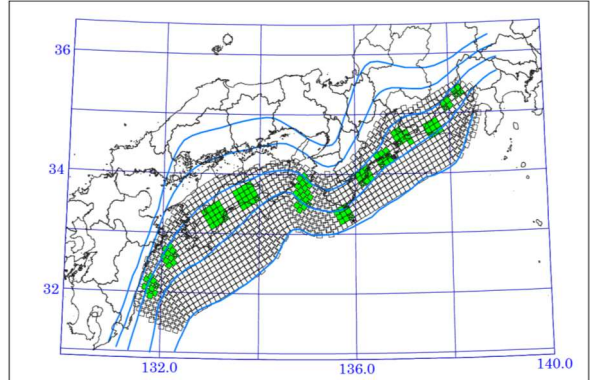
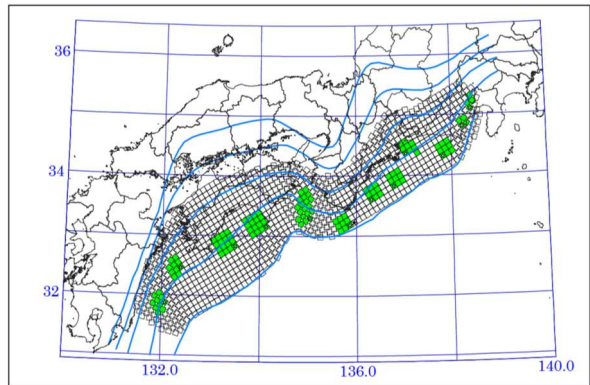


■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉, 2002)
●	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会, 1991)	■	長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)

(図 1-1) 長野県の活断層の分布と被害地震の分布 (出典: 第 3 次長野県地震被害想定調査報告書)



(図 1-2) 想定東海地震の断層モデル
 中央防災会議 (2001)



(図 1-3) 南海トラフの巨大地震の断層モデル
 内閣府 (2012) (上図: 基本ケース、下図: 陸側ケース)

(表 1-2) 発生が予想される地震に関する見解等

種類	想定地震名	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部 ^{※2})	長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川―静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0~30% (地震調査研究推進本部 ^{※2})	(全体) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(北側) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
		(南側) 諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。	
	伊那谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部 ^{※2})	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部 ^{※2})	木曽地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曽地域南部を中心に発生する。
木曽山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部 ^{※2})	上伊那地域西部や木曽地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は 0.02%~1.3% (地震調査研究推進本部 ^{※2})	木曽地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
海溝型地震	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30年以内の地震発生確率は 70%~80% (地震調査研究推進本部 ^{※2})	(基本ケース) 飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。 (陸側ケース) 飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

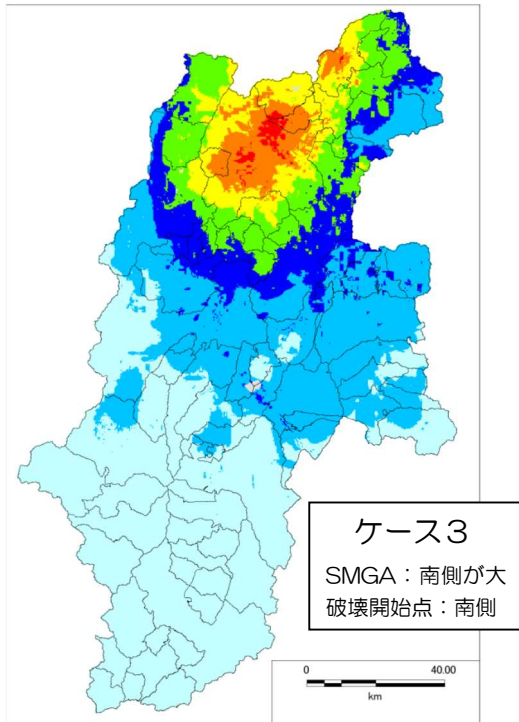
※2 R3.1 地震調査研究推進本部による。

※3 H27.3第3次長野県地震被害想定調査による。

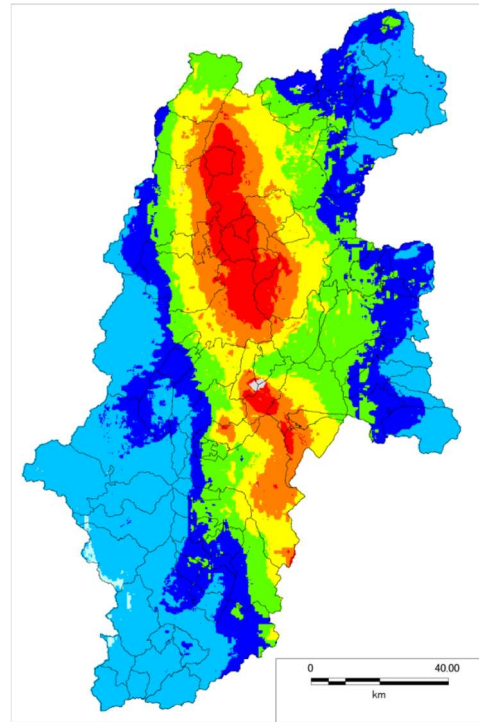
※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したのではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

また、想定地震毎の計測震度（地表面）を図に示すと図 1-4 から図 1-13 のとおりとなります。

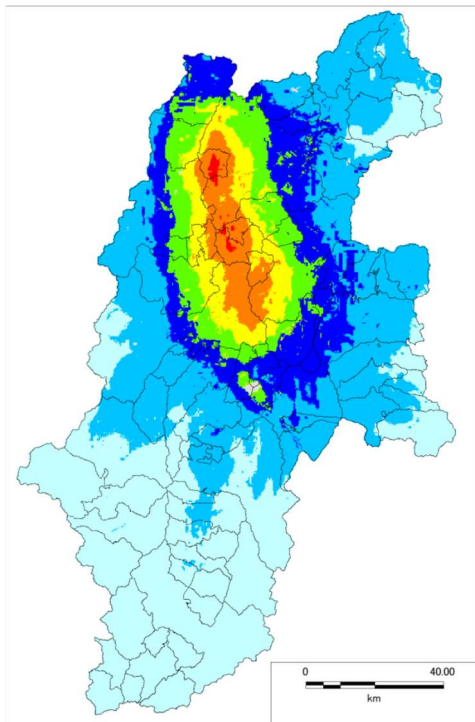
(1) 内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（建築物被害が最大のケースを示す。）



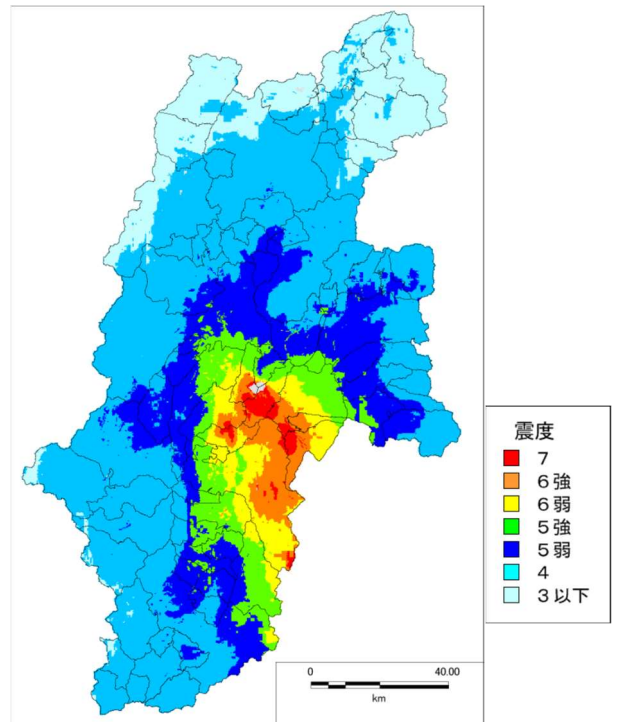
(図 1-4) 長野盆地西縁断層帯の地震 (Mj7.8) の地表震度分布【辰野町の最大震度4】



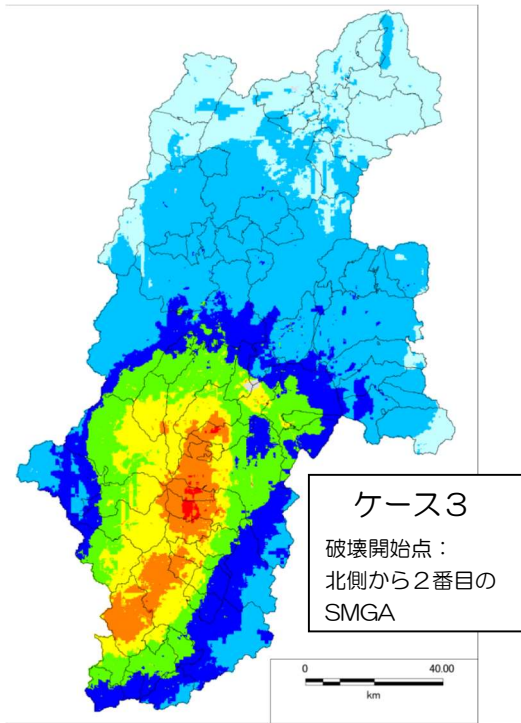
(図 1-5) 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (全体：Mj8.5)【辰野町の最大震度6強】



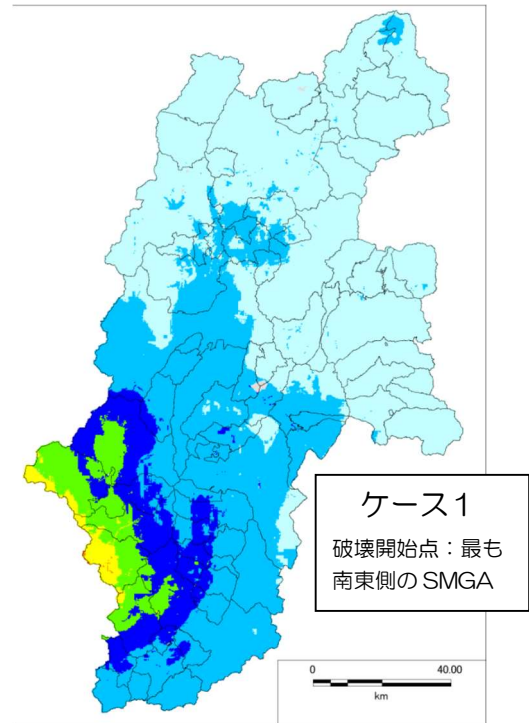
(図 1-6) 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (北側：Mj8.0)【辰野町の最大震度5弱】



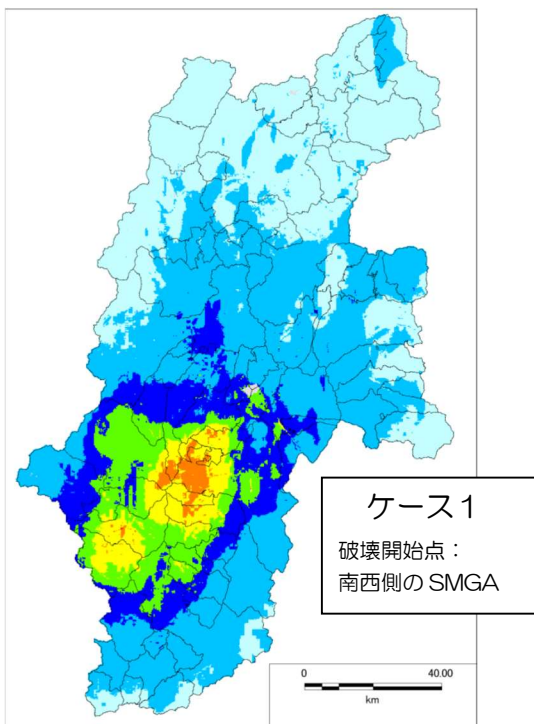
(図 1-7) 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (南側：Mj7.9)【辰野町の最大震度7】



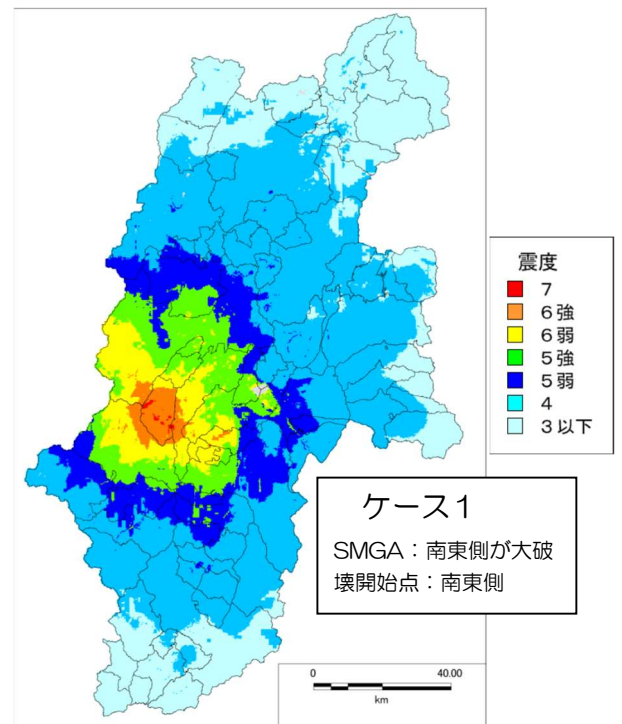
(図 1-8) 伊那谷断層帯（主部）の地震（Mj8.0）の地表震度分布【辰野町の最大震度6強】



(図 1-9) 阿寺断層帯（主部南部）の地震（Mj7.8）の地表震度分布【辰野町の最大震度4】

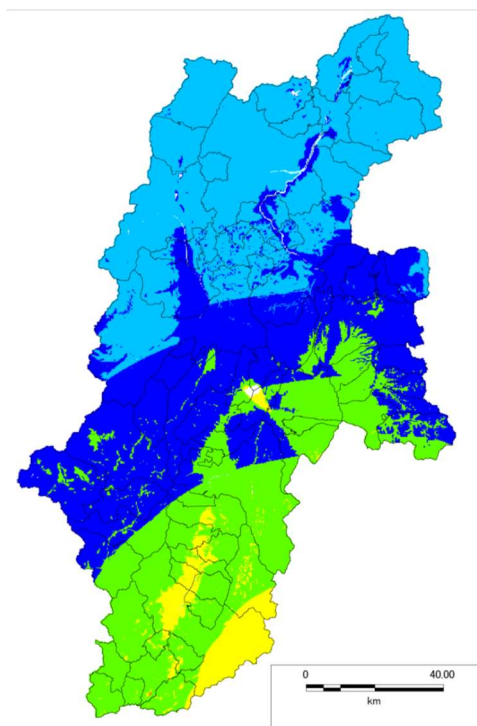


(図 1-10) 木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震（Mj7.5）の地表震度分布【辰野町の最大震度6弱】

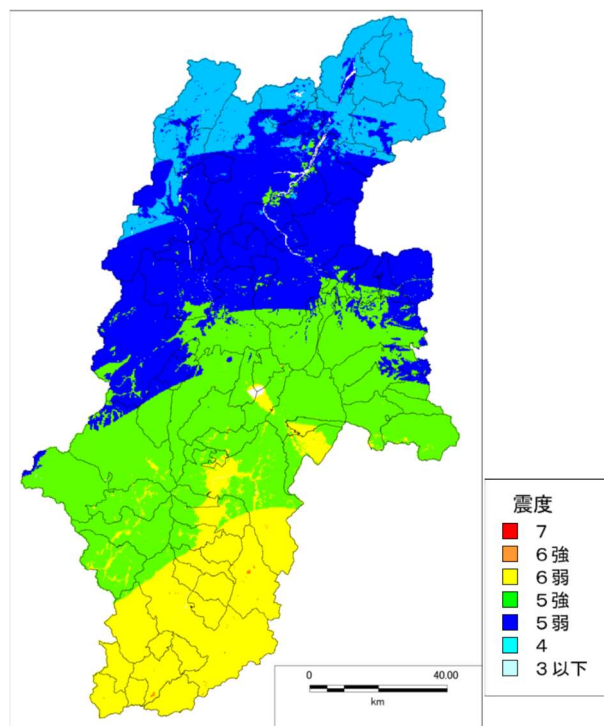


(図 1-11) 境峠・神谷断層帯（主部）の地震（Mj7.6）の地表震度分布【辰野町の最大震度6強】

(2) 海溝型地震における地表震度分布（経験的手法のみを掲載）



(図 1-12) 経験的手法（距離減衰式）による想定東海地震の地表震度分布【辰野町の最大震度5強】



(図 1-13) 経験的手法（距離減衰式）による南海トラフの巨大地震の地表震度分布【辰野町の最大震度5強】

「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに、発生
の可能性がある大規模地震として6つの内陸型地震と東海地震及び南海トラフ地震を想定
し、町内における人的・物的な被害を表 1-3 及び表 1-4 のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも県内に被害を引き起こす地震が、本県やその周辺において
発生する可能性があります。

表 1-3 町内被害想定（建築物被害）

（単位：棟）

種類	地震名		地震ケース等			建築物被害	
						全壊・焼失	半壊
内陸型 （活断層型） 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		ケース3	冬 18 時	強風時	0	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯の 地震	全体	－	冬 18 時	強風時	980	1,940
		北側	－	冬 18 時	強風時	0	0
		南側	－	冬 18 時	強風時	3,410	3,390
	伊那谷断層帯（主部）の地震		ケース3	冬 18 時	強風時	950	2,270
	阿寺断層帯（主部南部）の地震		ケース1	冬 18 時	強風時	0	0
	木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震		ケース1	冬 18 時	強風時	10	240
境峠・神谷断層帯（主部）の地震		ケース1	冬 18 時	強風時	90	920	
海溝型 地震	想定東海地震		－	冬 18 時	強風時	*	*
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		－	冬 18 時	強風時	*	20
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		－	冬 18 時	強風時	30	370

※ 建築物被害が最大となるケースを示す。

*：わずか

表 1-4 町内被害想定（人的被害）

（単位：人）

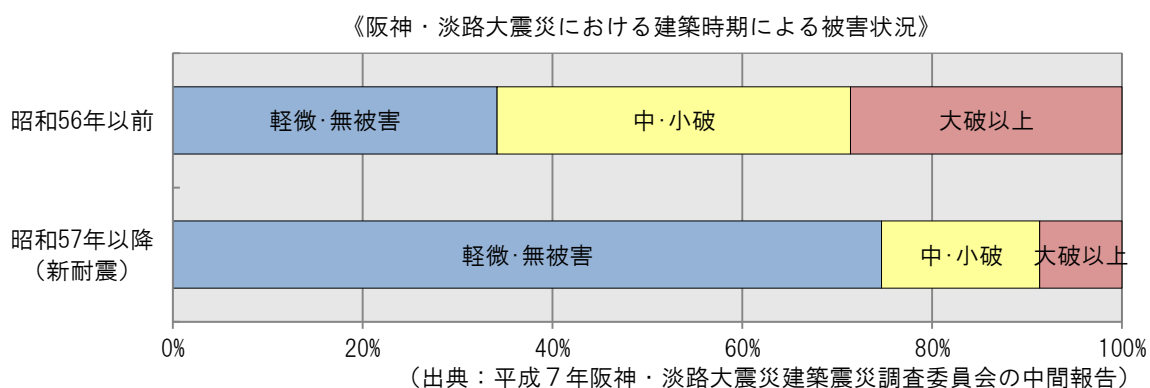
種類	地震名		死者数	負傷者数	負傷者のうち 重傷者数	避難所 避難者数
内陸型 （活断層型） 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		0 (0)	0 (0)	0 (10)	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯の 地震	全体	50 (50)	470 (460)	260 (250)	1,910
		北側	* *	* *	0 (10)	*
		南側	170 (160)	1,090 (1,060)	590 (580)	4,040
	伊那谷断層帯（主部）の地震		50 (50)	510 (500)	280 (280)	2,040
	阿寺断層帯（主部南部）の地震		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
	木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震		* *	40 (40)	20 (20)	230
境峠・神谷断層帯（主部）の地震		10 *	160 (160)	90 (90)	760	
海溝型 地震	想定東海地震		* *	* *	* *	10
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		* *	10 (10)	* *	40
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		* *	60 (60)	30 (30)	370

- ※ 建築物被害が最大となるケースを示す。
 ※ 観光客を考慮した場合。
 ※ （ ）内は建築物倒壊による死者数等。
 *：わずか

2 耐震化の現状

(1) 建築基準法における構造基準の改正

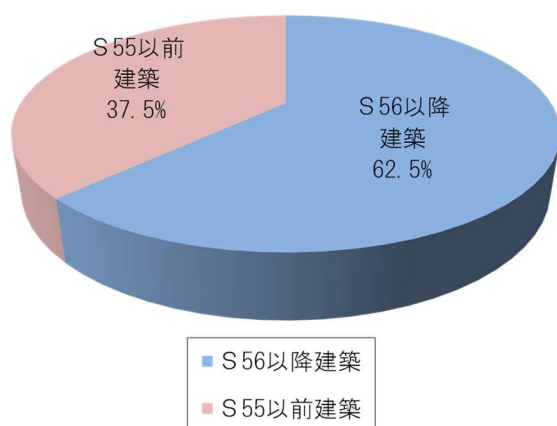
昭和 53 年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和 56 年に建築基準法への耐震関係規定が見直されました（昭和 56 年 6 月 1 日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和 56 年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています。（昭和 57 年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約 1/4 であったのに対し、昭和 56 年以前に建築したものは約 2/3 に達しています。）



(2) 住宅

ア 建築時期別の住宅の状況等

平成 30 年の「住宅・土地統計調査」によると、町内の住宅総数は 7,280 戸であり、昭和 55 年以前に建築された住宅は 2,730 戸で全体の約 37.5% を占めています。（表 1-5）。



(表1-5) 建築時期別住宅戸数

(単位：戸)

住宅総数	H20	H25	H30
	7,640	7,050	7,280
うち 昭和55年以前建築	3,370 (44.1%)	2,640 (37.4%)	2,730 (37.5%)
S45以前	1,510	1,170	1,380
S46~55	1,860	1,470	1,350
うち 昭和56年以降建築	4,270 (55.9%)	4,410 (62.6%)	4,550 (62.5%)
S56~H2	1,210	1,500	1,130
H3~12	1,980	1,640	1,200
H13以降	1,080	1,270	2,220

(出典：H20, H25及びH30住宅・土地統計調査)

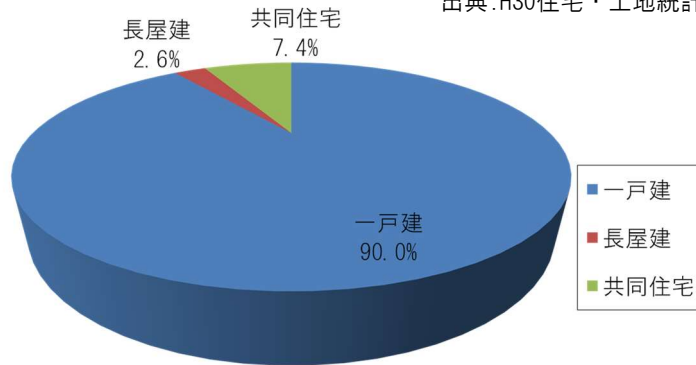
住宅を建て方別に見ると、全体のほとんどを占める一戸建の39.1%が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は35.2%を占めています。また、長屋建の84.2%が昭和55年以前に建築されたものですが、住宅総数に対する割合は2.2%と低くなっています。

一方、共同住宅は住宅総数の7.4%を占めていますが、平成に入ってからからの建設が多く、昭和55年以前に建設されたものはありません（表1-6）。

(表1-6) 建て方別建築時期別住宅数 (単位：戸)

	住宅数		うち昭和55年以前建築戸数	住宅数に対する割合	住宅総数に対する割合
	住宅数	構成比			
一戸建	6,550	90.0%	2,560	39.1%	35.2%
長屋建	190	2.6%	160	84.2%	2.2%
共同住宅	540	7.4%	-	-	-
計	7,280	-	2,720	37.4%	37.4%

出典：H30住宅・土地統計調査



また、持ち家は6,340戸あり、全住宅に占める割合は89.9%、そのうちの38.6%が昭和55年以前に建築されています（表1-7）。

(表1-7) 持ち家の建築時期別住宅数 (単位：戸)

	住宅戸数		うち昭和55年以前建築戸数	住宅戸数に対する割合
	住宅戸数	構成比		
持ち家	6,340	89.9%	2,450	38.6%
	(6,430)	(91.2%)	(2,490)	(38.7%)

出典：上段はH30、下段はH25住宅・土地統計調査

町では、既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成16年度から住まいの安全「とっかい」防止対策事業（平成19年度から住宅・建築物耐震改修促進事業に改称）を実施してきました。耐震診断(簡易)を実施した住宅は331戸、耐震診断(精密)が62戸で、そのうち8戸(12.9%)で耐震補強を行っています（表1-8）。

(表1-8) 耐震診断・改修の実績 (単位：戸)

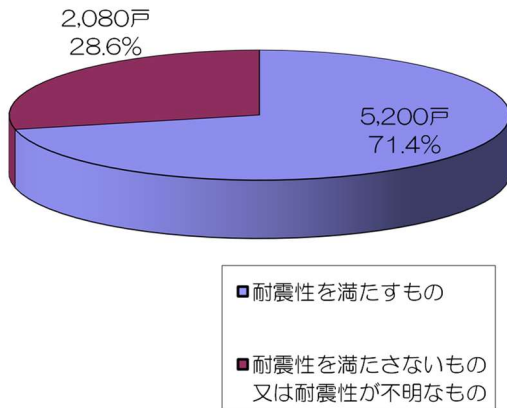
耐震診断	H15~22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	合計
簡易	331	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	331
精密	21	0	0	5	4	3	7	10	5	3	4	62
耐震改修	4	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	8

資料：建設水道課

イ 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると 5,200 戸となり、町内における住宅の耐震化率は、平成 30 年時点で 71.4%と推計されます（表 1-9）。

《住宅における耐震化の現状》



(表1-9) 住宅における耐震化率の現状

(単位：戸)

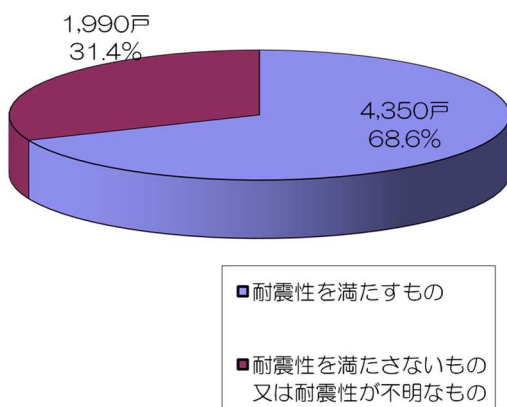
住宅総数 (a)	7,280
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	5,200
耐震化率 (c=b/a)	71.4%
昭和56年以降に建てられたもの (d)	4,550
昭和55年以前に建てられたもの (e)	2,730
既に耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	270
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの (g)	380
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (h)	2,080

(出典：H20, H25及びH30住宅・土地統計調査から推計)

※ 昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直された（新耐震基準）ため、昭和 56 年以前と昭和 57 年以降で分けることが必要ですが、根拠としている住宅・土地統計調査が5年ごとを実施されており、昭和 55 年と昭和 56 年で分かれているため、住宅にあっては便宜上この区分を採用しています。（以下も同じ）

また同様に持ち家についてみると、昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると 4,350 戸となり、持ち家住宅の耐震化率は、平成 30 年時点で 68.6%と推計されます。（表 1-10）。

《持ち家における耐震化の現状》



(表1-10) 持ち家における耐震化率の現状

(単位：戸)

住宅総数 (a)	6,340
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	4,350
耐震化率 (c=b/a)	68.6%
昭和56年以降に建てられたもの (d)	3,890
昭和55年以前に建てられたもの (e)	2,450
既に耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	200
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの (g)	260
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (h)	1,990

(出典：H20, H25及びH30住宅・土地統計調査から推計)

ウ 空き家の現状

平成 25 年に町独自で行った空き家数調査によると、町全体で 513 戸もの空き家があることがわかりました。山間地域など特定の地域に多いということではなく市街地でも多く見られ、町内全域での問題と受け止める必要があります。

住宅・土地統計調査によると、平成 30 年調査では空き家率が 20.6%となっています（表 1-11）。

一般的に建築年が古いほど空き家になる傾向にあると言われており、空き家に占める耐震性を満たさない住宅の割合は、居住している住宅よりも高いことが想定されます。

今後の人口減少や少子高齢化の更なる進行により、居住世帯のない空き家が増加することが危惧されます。

（表1-11） 空き家の住宅戸数 （単位：戸）

	H20	H25	H30
住宅総数	7,640	7,190	7,280
空家数	1,640	1,270	1,500
空家率	21.5%	17.7%	20.6%

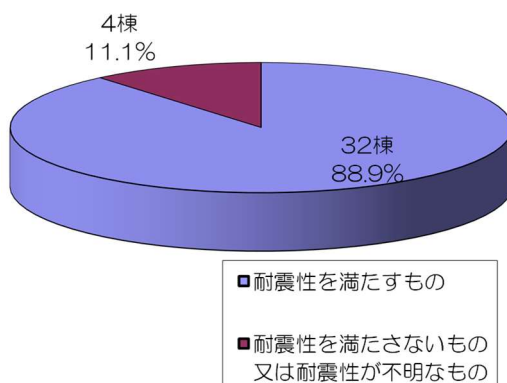
（出典：辰野町空家対策計画、住宅・土地統計調査）

(3) 特定既存耐震不適格建築物

ア 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

町内には、多数の者が利用する特定建築物は 36 棟あります。このうち昭和 56 年以前に建築されたもの 10 棟のうち耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるもの6棟に、昭和 57 年以降に建築されたもの 26 棟を加えた 32 棟が、耐震性を有すると考えられます。したがって、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は現状で 88.9%と推計されます（表 1-12、表 1-13）。

《多数の者が利用する建築物の耐震化の現状》



(表1-12) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状 (単位:棟)

多数の者が利用する建築物総数 (a)	36
耐震性を満たすもの (b=d+f)	32
耐震化率 (c=b/a)	88.9%
昭和57年以降に建てられたもの (d)	26
昭和56年以前に建てられたもの (e)	10
耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	6
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	4

(表1-13) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状 (詳細)

(単位:棟)

多数の者が利用する建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所(庁舎等)、保健所等公益的な施設	学校(幼稚園を除く)、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅(賃貸等)	
令和2年における棟総数 (a)	1	10	2	4	19	36
耐震性を満たすもの (b=d+f)	1	8	2	4	17	32
耐震化率 (c=b/a)	100%	80.0%	100%	100%	89.5%	88.9%
昭和57年以降に建てられたもの (d)	0	3	2	4	17	26
昭和56年以前に建てられたもの (e)	1	7	0	0	2	10
耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	1	5	0	0	0	6
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	0	2	0	0	2	4

イ 緊急輸送道路等沿道建築物の現状

平成 21 年度に実施した緊急輸送道路沿道建築物実態調査によると、町における緊急輸送道路における沿道建築物は 212 棟あります。

これらは、法第6条第3項第2号の規定により本計画に定める道路に敷地が接する、昭和 56 年以前に建築された緊急輸送道路等沿道建築物に該当しますが、平成 18 年の法改正前は耐震促進法において努力義務が課せられていなかったことなどから、多くの建築物について耐震性が確認されていない状況が考えられます（表 1-14、表 1-15）。

(表1-14) 緊急輸送道路別沿道耐震建築物の棟数

区 分	路 線 名	町内指定延長 (km)	旧耐震建築物 (棟)
第1次	国道153号	11.9	33
	(主) 下諏訪辰野線	5.1	148
第2次	(主) 伊那辰野(停)線	3.7	31
計			212

※町指定路線を除く調査

(表1-15) 国道153号調査結果に基づく旧耐震率と単位あたり棟数（全県）

都市計画 区域	DID	用 途 地 域	路線延長 (km)	旧耐震 (棟)	新耐震 (棟)	不 明 (棟)	合 計 (棟)	旧耐震率	単位あたり 棟数(棟/km)
区域外	外	指定外	49.2	24	8	12	44	81.8%	0.9
			44.2	21	36	3	60	40.0%	1.4
区域内	内	指定	21.6	28	16	3	47	66.0%	2.2
			14.3	75	53	36	164	67.7%	11.5
		指定外	0.1	0	0	0	0	-	0.0
合 計			129.4	148	113	54	315	64.1%	2.3

3 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標の設定

国の基本方針においては、「令和 7 年までに住宅の耐震化率 95%、令和 12 年までに耐震性の不足する住宅をおおむね解消する」と目標を掲げています。

また、県計画では県内で想定される地震の規模、被害の状況及び現状の耐震化率を踏まえ、令和 7 年度の目標を「住宅の耐震化率を 92%」「多数の者が利用する建築物の耐震化率を 95%」としています。

町では、現状の耐震化率や耐震改修状況を踏まえ、当初計画（I 期）で掲げた目標を 5 年間延長し、達成に向け推進します。

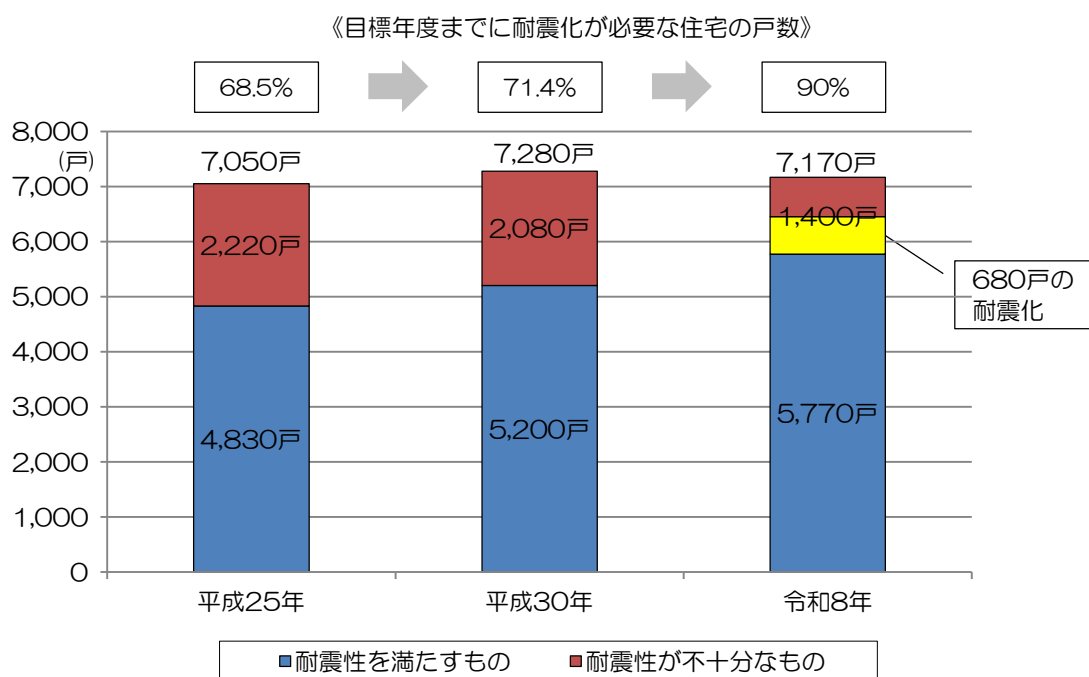
ア 住宅については、耐震化率の目標を 90%とします。

イ 多数の者が利用する建築物については、耐震化率の目標を 95%とします。

(1)住宅（目標を達成するために耐震化が必要な戸数）

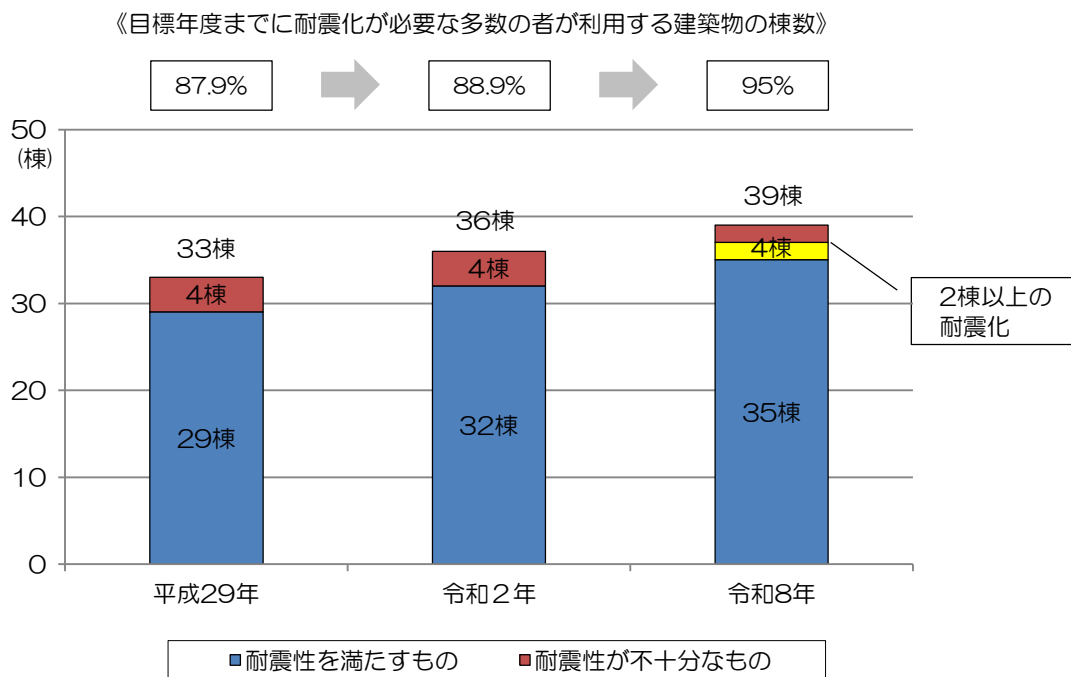
耐震化は、建築物の老朽化等に伴う建替えや除却（以下「建替え等」という。）と、人口や世帯数の減少等により、耐震性を満たさない建築物が減ることが予想されるため、建築物全体における耐震化率は向上します。

これまでと同じペースで住宅の建替え等が推移すると仮定し、令和 8 年度の目標である 90%を達成するために必要な住宅の戸数を算出すると、以下の通りになります。



(2) 多数の者が利用する建築物（目標を達成するために耐震化が必要な戸数）

前項(1)の住宅と同様に、多数の者が利用する建築物においても、これまでと同じペースで建替え等が推移すると仮定し、令和 8 年度の目標である 95%を達成するために必要な棟数を算出すると、以下の通りになります。



4 公共建築物の耐震化の目標

町が所有する公共建築物の耐震化については利用者の安全確保に加え、災害時に被害情報の収集や災害対策指示、さらには避難所等としての活用や災害による負傷者の治療が行われるなど、応急活動の拠点としての機能を担っています。このため、防災対策上の観点から耐震化を計画的に進める必要があります。町有の公共建築物にあっては以下の方針を掲げ、耐震化を推進します。

(1) 町有施設の耐震化の基本方針

町有施設においては、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する建築物（以下「災害拠点施設等」という。）の耐震化を優先に行うこととし、その他の町有施設についても随時耐震化を進めます。

(2) 町有施設の耐震化の現状と目標

現在、町有施設（町営住宅を除く）のうち災害拠点施設等は 80 棟あり、昭和 56 年以前に建てられたものが 23 棟（28.8%）あり、そのうち耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるものは 8 棟で、昭和 57 年以降に建てられた 57 棟を加えた 65 棟が耐震性を有していると思われ、現状の耐震化率は 81.3%となります。

町有施設の災害拠点施設等における耐震化率の目標を 100%とします。

(3) 耐震化を整備するための整備の進行管理

施設の耐震性能及び老朽度による建替えの可能性も考慮し、財政状況を踏まえながら、順次耐震化を行います。

(4) 町営住宅の耐震化の現状及び目標

町有施設のうち町営住宅は、12 団地、58 棟を管理しています。そのうち昭和 56 年以前に建築されたものは 40 棟で、現在耐震性が確認されているものはありません。耐震性を満たす棟は昭和 57 年以降に建築された 18 棟で、現在の耐震化率は 31.0%となっています。

耐震化未完了の建築物は、できるだけ速やかに耐震改修もしくは用途廃止し除却します。

(5) 耐震診断結果の公表等

町有施設における耐震化の状況は、町のホームページで公表することとします。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

耐震化を推進するためには、住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

町では、こうした所有者の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などの必要な施策を講じるものとします。

(1)耐震化の推進のための役割分担

ア) 所有者

コスト問題や後継者がいない等の理由により、耐震診断や耐震改修が進んでいない状況にあります。住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が建築物の耐震化や防災対策を自らの問題または地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが必要不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、免震・耐震性能に応じた地震保険料の割引制度や耐震改修促進税制の活用等も考えられます。

イ) 関係団体等

建築関係団体等にあっては、町民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。

ウ) 町

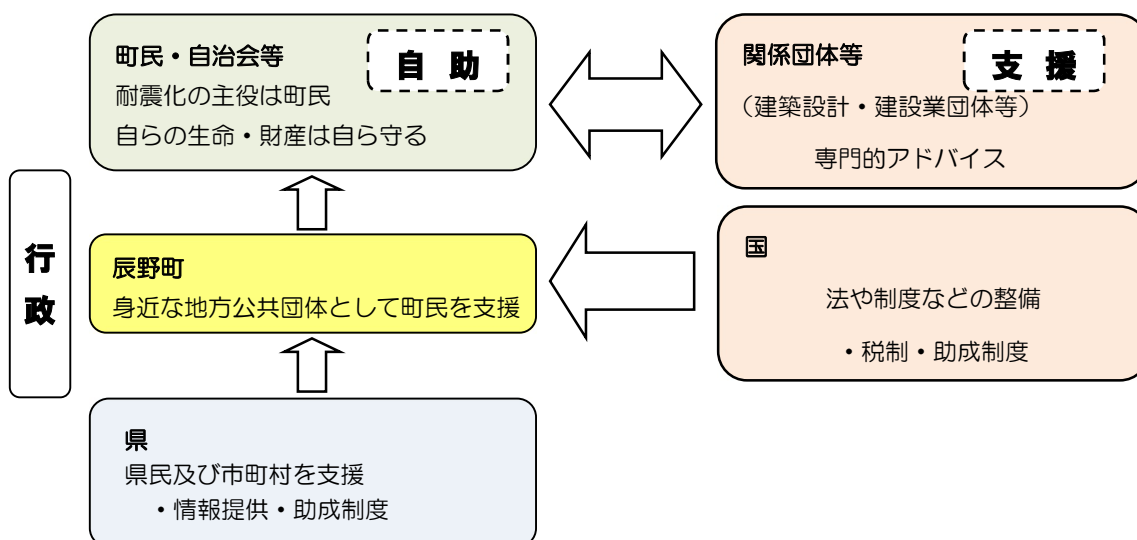
住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための制度の構築など必要な施策を、県や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

また、現行の耐震化支援制度を大幅に拡充する総合支援メニューとして住宅の耐震化を加速させるための辰野町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）に基づき具体的な取組を推進します。

工) 国・県

国・県は所有者の取組をできる限り支援する観点から、必要な施策を町や関係団体等と連携しながら実施することが必要です。

(図 2-1) 耐震化を促進するための役割分担 (イメージ)



2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

(1)住宅に関する支援

ア 補助事業

町においては、住宅の耐震化を促進するため、平成 16 年度からすまいの安全「とうかい」防止対策事業（平成 19 年度から住宅・建築物耐震改修促進事業に改称）を実施してきました。

町民が住宅の耐震化に関する手厚い支援策を受けることができるよう、県と連携しながら、今後も耐震診断及び耐震改修に対し支援していきます（表 2-1）。さらに、家具の転倒によりケガをしたり、逃げ遅れることがないよう地震被害軽減対策として家具の転倒防止器具の普及を行っていきます。

（表 2-1） 事業の概要

区分	耐震診断
対象建築物	昭和56年5月31日以前に着工された住宅（木造戸建て）
助成内容	町が実施する耐震診断士の派遣に要する経費に助成
負担額	町：精密診断に要する派遣費用負担 所有者：なし
根拠	辰野町診断士による耐震診断事業実施要綱

区分	耐震改修補強
対象建築物	昭和56年5月31日以前に着工された住宅（木造戸建て）
助成内容	耐震補強工事に要する経費に助成
補助額	対象工事費の4/5 ただし最高100万円/戸
要件	町が派遣した診断士による精密耐震診断の結果、総合評点1.0未満の既存木造住宅について耐震補強工事を行い、工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を上回る工事
根拠	辰野町木造住宅耐震補強補助事業補助金交付要綱

イ アクションプログラムの策定による取組強化

耐震化の必要性についての社会的意識の醸成及び更なる促進のため、「辰野町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（第Ⅱ期）」を策定し、耐震化の普及啓発に係る取組を強化し、住宅の耐震化をさらに促進します。

ウ 安価な耐震改修工法等の普及

既存木造住宅の耐震改修を行いやしくするためには、低コストかつ簡易な工法などが求められています。「長野県建築物構造専門委員会」により評価された耐震補強工法（耐震金物）に関する情報について、周知します。

（表 2-2） 長野県建築物構造専門委員会にて評価された工法（R3. 4. 1 現在）

長野県建築物構造専門委員会にて評価された工法 （R3.4.1現在）	（一財）日本建築防災協会による住宅等防災技術評価を受けている工法
	愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が独自に評価した部分開口などの構造用合板補強工法
	その他の耐震補強工法等 3件

エ 建替え、住替えの促進

耐震改修の推進以外に、旧住宅の建替えや住替えなども耐震化対策につながります。旧耐震基準の住宅は築年数が 40 年以上となっているため、住宅の状態、所有者の家族の状況や生活環境の変化へのニーズに応じて、耐震性のある既存住宅、高齢者向け住宅への住替えや健康・環境に配慮した住宅への建替え施策とも合わせて耐震化の促進を図っていきます。

(2) 多数の者が利用する建築物等に関する支援策に関する支援

多数の者が利用する建築物及び緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化を促進するため、県と連携しながら、今後、耐震診断等耐震化促進に向けた支援制度の導入を検討します。

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。

また、改修に関わる事業者は、住宅所有者の現在、将来の住まい方に対する考え方に沿って生活に影響の少ない改修箇所の検討、安価な工法の採用、工事期間の短縮などが図られるよう効果的な耐震化方策を提案することが望まれます。

(1) 所有者が耐震改修等を行しやすい環境の整備

個人住宅にあっては、全世帯を対象にした啓発パンフレットの配布や広報紙の活用により、耐震化の必要性や耐震改修促進税制の活用について周知を図ります。

また、所有者へのダイレクトメール等により耐震化の必要性や支援制度の案内を行うことにより、直接的に耐震化を促す取組を推進します。

(2) 耐震改修等に関する相談窓口の充実

耐震改修等に関する相談により広く対応できるため、町建設水道課に設置している「耐震改修相談窓口」の充実を図ります。

また、県では耐震改修等に関する知識、技術を修得するための「耐震診断士養成講習会」等を実施しており、受講修了者名簿の閲覧や紹介などを行っています。

診断等で所有者と接する際には登録証を提示するなど、所有者に安心を与えることを心がけて実施しています。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止対策

地震の揺れにより、ブロック塀等が転倒した場合、通行者がある下敷きになってしまう被害が発生するおそれがあります。そのため、通学路を中心に危険個所の巡回・点検等を継続しつつ、除却・改修を促し地域の安全を確保します。

(2) 非構造部材の耐震対策

近年の大地震や東日本大震災では、体育館等において天井材の落下等が見られました。地震による被害は、柱や梁といった建築物の構造体のみでなく、窓ガラスや天井、外壁などの非構造部材の落下による被害を防止する必要があります。

今後も建築基準法第 12 条に規定する定期報告制度などを通じて、非構造部材の耐震対策について指導・啓発を進めていきます。

(3) かけ地の崩壊等による建築物の被害の軽減対策

かけ地の崩壊や土石流による危険が著しい区域等において、住民の生命の安全確保のため、住宅の移転や除却に対する助成による耐震化を推進します。

(表 2-3) 事業概要

事業の種類	対象経費	補助率	補助金の限度額
危険住宅除却等事業	危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費及びその他移転に伴う諸経費	対象経費の10/10以内	780千円
危険住宅に代わる住宅の建設事業	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入するために要する資金を金融機関から借り入れた場合において、当該借入期間中の当該借入金の利子に相当する額		住宅の建設又は購入 4,440千円
			土地の取得 2,060千円
			土地の造成 580千円
根拠	辰野町土砂災害特別警戒区域危険住宅移転事業補助金交付要綱		

※危険住宅：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により知事が指定した土砂災害特別警戒区域において、現に存する住宅で居住しているものをいう。

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路への対策

法第6条第3項第2号に基づき、建築物の倒壊により緊急車両の通行や住民避難の妨げになるおそれのある道路とし、辰野町地域防災計画に定められた緊急輸送路を指定し、その沿道建築物の耐震化を推進します。

また、法第6条第3項第1号に基づく耐震診断を義務づける道路の指定については、沿道建築物の実態調査などを基に、長野県や関係部局と調整のうえ、指定に向けた検討を行います。

(表 2-4) 辰野町地域防災計画に定める緊急輸送路

区分	路線名	町内指定延長 (km)
第1次	国道153号	11.9
	主要地方道下諏訪辰野線	5.1
第2次	主要地方道伊那辰野(停)線	3.7
	町道12号(東西線)	1.3
	町道1号(城前線)	1.6

※中央自動車道西宮線を除く

(5) 宅地の耐震対策

辰野町では、令和3年度に大規模な盛土造成地の安全性について確認を行いました。今後は、継続的な経過観察を行っていきます。

また、これ以外の小規模な宅地造成についても、必要に応じて耐震対策の周知・促進します。

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 地震ハザードマップの作成及び公表

住宅や建築物の所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、所有者又は地域の耐震化に関する取り組みに活用ができるよう、今後、県または町において地震に関するハザードマップの作成と公表を検討します。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

町民からの相談にあたっては耐震改修相談窓口の充実を図り、住宅などの所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家の紹介などの情報提供を行っていきます。

また、広報誌やパンフレット、ポスター、ホームページや新聞、テレビ等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報発信と啓発を行います。

3 町内会等との連携策及び取り組み支援策について

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、県と連携し、啓発や必要な支援を行います。

4 耐震改修促進税制等の周知

個人が一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額控除（耐震改修工事の標準的な費用の10%相当額：上限25万円）でき、また、工事が完了した年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額（翌年度分の固定資産税が1/2に減額：床面積120㎡が適用上限）できるなど、税制の特例措置が可能となっています。（令和2年4月現在）こうした税制についての周知も行い、耐震化促進への取組を進めます。

また、耐震改修をした、またはする中古住宅の取得に伴う税制特例もあることから、それらの活用機会向上のため周知を図ります。

5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

内外装の改修やキッチンの更新、バリアフリー工事等のリフォーム工事に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォーム工事に併せた耐震改修を誘導します。

広報や民間事業者等の行う住宅関連フェアや、町のリフォーム工事への補助制度等と併せて、住宅等の所有者に対して啓発を行います。

第4 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携

1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携

県計画において、所管行政庁は、すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して法に基づく指導及び助言を行うこととしていることから、特定建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁（伊那建設事務所）と連携して対応します。

【県計画における所管行政庁による実施方針】

- (1)指導及び助言：耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付。
- (2)指 示：耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付。
- (3)公 表：広報やホームページ、各建設事務所等への掲示。

(表 4-1) 法の概要

区分	努力義務	指導及び助言	指 示	公 表
法	特定既存耐震不適格建築物 (法第14条、法第15条第1項)	特定既存耐震不適格建築物 (法15条第2項)	指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合	
	一定の既存耐震不適格建築物 (法第16条第1項、第2項)	—	—	

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する所管行政庁との連携

県計画においては、所管行政庁が法第 12 条第3項または法第 15 条第3項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物について、特定行政庁（所管行政庁と同じ。）は建築基準法第 10 条第3項による命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。

同様に、損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第 10 条第1項に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

本計画の円滑な進行のため、県及び関係団体等との協議会の設置について検討します。

2 その他

本計画は目標値の達成状況などについて評価・検証を行うほか、適宜見直すこととします。

別表 1 多数の者が利用する一定規模以上の建築物

用途	規模 (指導・助言対象)	参考 (指示対象)
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上
小学校、中学校、中等教育学校の前提課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
学校（上記学校を除く。）	階数3以上かつ1,000㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
体育館（一般の公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上
病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上
ホテル又は旅館		
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿		
事務所		
博物館、美術館又は図書館		
遊技場		
公衆浴場		階数3以上かつ2,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		
自動車車庫その他自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ2,000㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		

別表 2 要緊急安全確認大規模建築物

用 途	規 模
小学校、中学校、中等教育学校の前提課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
体育館（一般の公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル又は旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これに類するもの	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館又は図書館	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上で 敷地境界線から一定距離以内に存する建築物